

# 組合ニュース

発行：2023年11月30日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail：info@oitauu.sakura.ne.jp

## ボーナスの引き上げは現時点では人勧に準拠できない！！ 大分大学だけ？ 説明会も開催しないの！？

### 常勤職員の本給月額引き上げは人勧に準拠して4月遡及で実施！

#### 第1回団体交渉実施！

11月20日（月）に、組合からは委員長をはじめ7名が、法人からは廣瀬理事他8名が出席し、第1回団体交渉が行われました。今回は組合が9月6日付で申し入れを行った「2023年人事院勧告以上の改善を行うこと」に対し、法人から文書回答が提示され、それに基づいて団体交渉を行いました。

#### 人事院勧告への取扱いについて 団体交渉申し入れについて（法人回答）

1 令和5年8月7日付け人事院勧告の取扱いについては、次のとおりとしたい。

- (1) 本給月額の引き上げについては、人事院勧告に準じて措置したい。
- (2) 期末手当及び勤勉手当の引き上げについては、本法人の財政的状況等を踏まえる必要があり、令和6年度運営費交付金の内示以降に対応を決定したい。
- (3) 在宅勤務手当の新設については、在宅勤務制度の導入時に検討することとしたい。

2 令和4年人事院勧告における期末勤勉手当支給月数の国との差については、令和5年12月期の勤勉手当を0.05月分引上げて、令和6年1月の給与支給時に追加支給することとし、令和6年6月期以降の勤勉手当については、各期0.025月分の増額改定としたい。

法人の説明を受けて組合からは、昨年度は光熱費が想定外に高騰したという理由でやむを得ず合意したが、今年度の人事院勧告は社会一般情勢からも引き上げ勧告が見込まれていたこと、しかも8月7日の引き上げ勧告から3ヵ月、9月6日の団交申し入れから2ヵ月以上も経過した今、昨年に引き続き、財政的状況を理由に人事院勧告に準拠できないという回答が提示されたことは、大変遺憾であり、到底納得できるものではないことを伝えました。

さらに、光熱費の高騰は大分大学だけの問題ではなく、財政状況が厳しい中においても、各国立大学法人は経営努力を行い、人勧に準拠して給与改定を行っていることを伝え、（組合調査では、昨年度は大分大学のみ、今年度も、11月18日に行われた全大教合同地区別単組代表者会議の報告によれば、九州・北海道地区の国立大学法人において人勧に準拠しない法人は皆無。）なぜ大分大学は2年続けて人勧準拠ができないのか、具体的な理由を示すよう求めました。

#### 人勧に準拠するのが原則と回答

法人からは、人勧に準拠するのが原則と考えている。本来であれば、人勧の引き上げが見込まれば、当初予算にその分の所要額を組む必要があるが、光熱費の高騰でその予算を組むこともできなかった。財源の確保ができなかったら迷惑をかけることにな

るので、現時点ではボーナスを4.40月とし、月例給は引き上げるとしか言えないと回答しました。

組合からは、例えボーナスが4.50月になったとしても、昨年度分の0.05月は返ってくることはなく、組合は4.55月の支給を団交項目としてあげており、誠実に人勧に準拠するよう求めました。

法人は、期末勤勉手当の引上げについては、人勧どおりの改善（月例給を含む）には、所要額が年間3億円近く増額になることから、法人の財務状況の見直し、今後の収入確保と支出削減対策等を検討し、その結果を踏まえて、来年度の運営費交付金の内示がある1月以降に対応を決めたい。その上で期末勤勉手当の支給月数を検討する必要があると回答しました。

さらに法人より、人勧どおりボーナスを4.50月の支給ができるようにするための検討資料の提示があり、以下の説明がありました。

## 本学の財務状況について（法人説明）

○運営費交付金：成果を中心とする実績状況に基づく配分となっており、本学では23項目中14項目で減額、他大学との平均にもっていきただけで6千万ほど改善する。

○自己収入：研究費（間接経費）の獲得増、学生納付金の増（定員未充足を充足、在籍者数の増）。

○その他：不動産貸付料金見直し、クラウドファンディングの導入等での増収対策を行う。

## 非常勤職員の給与改定時期を常勤職員と同様に4月に遡及して行うこと

常勤職員の月例給を4月に遡及して改定すると回答があったことを受け、非常勤職員についても4月遡及するよう求めました。法人からは、この件についても検討中であり、年内の交渉で方針を示すしました。組合からは、大学運営において非常勤職員無しでは成り立たないこと、それにもかかわらずボーナスの支給もない。常勤職員とは待遇面での格差がある中、4月に遡及することで非常勤職員のモチベーションの向上に繋がることも期待されることから、是非前向きな回答を行うよう強く要請しました。

## 賃金改正や待遇改善にむけた「勉強会」の開催について

今回の交渉で廣瀬理事より、現場で苦勞されているみなさま方のご意見や問題意識がポイントだと思うので、交渉の場以外に「勉強会」を是非やりたい。「適正な賃金改正や待遇改善のために協議を重ねて行くつもり」との発言がありました。

本学の経営立て直しに向けた廣瀬理事の姿勢に期待しつつ、今後も今年度人勧の完全実施を求めて粘り強く交渉を続けていきたいと思ひます。

## 第2回団体交渉に是非ご出席ください

10月27日に賃金・待遇改善に関して申入れを行った項目について、12月14日（木）13:00より2回目の団体交渉を行うことになりました。組合員であれば、どなたでも団体交渉に参加することができます。是非現場の声を法人に届けましょう。

## しめ縄講習会を実施しました

11月24日の昼休みに、昨年に続き佐賀県より講師の一ノ瀬和文さんをお招きして、18名の参加のもと、しめ縄講習会を実施しました。

大変寒い日でしたが、組合室の外でしめ縄作りを行い、何とか昼休みの時間内に立派なしめ縄が完成しました。（一ノ瀬さんのご厚意で、事前に小物は編んでいただいておりますが。）

参加者からは、とても楽しかった、よい年が迎えられそう、組合の行事にまた参加したいという嬉しい感想が多数寄せられました。

